

# 任意後見契約と見守り（事務委任）契約について

平成 26 年 4 月 23 日現在

堀 行政書士事務所

ご本人の状態	支援の方法	支援の内容	始まる時	継続的な費用 ※契約時の費用は別途必要です。	事務監督 をする者
<b>判断能力</b> <b>あり</b> 例) 内科的な病気 怪我など	<b>見守りの契約</b> (事務委任契約)	① 見守り = 定期的な状況確認 例 1) 電話1回/月 + 訪問1回/年 例 2) 訪問3~4回/年	見守り契約をした時	① 見守り 例 1) 46,000 円 (1年間) 月額 3,000 円 + 訪問時 10,000 円 例 2) 30,000~40,000 円 (1年間) 訪問時 10,000 円 ② 事務手続き 1回2時間程度まで 10,000 円 その他、その都度ご相談して決定します。	ご本人様
<b>判断能力</b> <b>低下</b> 例) 認知症、 高次脳障害など	<b>任意後見契約</b>	※ それぞれ「契約書費用」が必要 ① 見守り = 定期的な状況確認 訪問 1 回/月 ② 事務手続き	判断能力が低下された時 ※ご本人の同意を得て家庭裁判所に任意後見監督人選任審判申立て	①+② 月額 20,000 円~30,000 円 ① 月額 20,000 円+②事務手続き 10,000 円 [その他] ・ 任意後見監督人報酬 月額 10,000~20,000 円 (裁判所が決定する) ・ 交通費、その他 <b>実費</b>	任意後見監督人
<b>ご逝去</b>	<b>死後事務委任契約</b>	① 死亡届、葬儀、埋葬に関する事務 ② 債務債権の精算 ③ 医療費、施設利用費、公租公課等債務の精算 ④ その他身の整理、年金関係等の各種届に関する事務 ⑤ 相続人への財産引き渡し (相続財産管理人の承諾を得て引渡す: 遺言執行者)	ご逝去時	・ 死後に必要なあらゆる手続きを、ご家族の代わりとなってお引き受けする契約 ご依頼頂く内容は、ご自身に必要なものを自由に組合せることが出来ます。 ①~⑤ 一通り必要な手続きをご依頼していただいた場合、報酬額は概ね 40 万円~50 万円前後になります。 ※ 詳細は別紙「死後事務委任契約についての「手続きの内容」及び「報酬額一覧表」をご覧ください。 ・ 交通費・その他 <b>実費</b> ※ 尚、葬儀や遺品整理などにかかる費用は別途ご準備いただく必要がございます。	(ご相続人)

※上記の金額は一般的な金額を表示しております。具体的な金額につきましては、ご契約時の話し合いにて決定させていただきます。